

## 宮城県の虐待対応の現状

2016. 11. 22. 宮城県社会福祉士会 小湊純一。

### 1 宮城県の状況

- 宮城福祉オンブズネット「エール」
  
- 宮城県高齢者障害者虐待連絡協議会
  - ・定期的なケース会議
  - ・協議会主催研修
  
- サポネットみやぎ

### 2 高齢者障害者虐待対応専門職チームへの支援依頼と対応

- 依頼者への後方支援
  - ・法令，制度の理解と活用の助言
  - ・行政，地域包括支援センターの役割と立ち位置の整理

# 宮城福祉オンブズネット「エール」の活動方針

「エール」の相談受付対象者は  
宮城県内の高齢者・障害者、及びその家族・職員である

## 「エール」の問題解決機能

- ① 障害者の権利侵害について、電話で相談を受ける。
- ② 障害者の権利侵害については、面接・調査・介入・法的手段での対応を含めて解決する。
- ③ 権利侵害に至らない苦情・相談については対象外とし、公的相談機関に繋ぐ。

## 「エール」のオンブズマン機能

- ① 福祉行政機関や公的相談機関が機能しない場合に指摘し、解決の提案をする。
- ② 福祉・介護サービスにおける権利侵害を指摘し、解決の提案をする。

## 「エール」の権利侵害予防機能

- ① 福祉コンプライアンスルール策定を支援し、権利侵害の予防、早期発見、早期解決及び、良質の福祉サービスを提案する。

## 「エール」のネットワーク機能

- ① 問題解決のためのネットワークを持ち、事件に応じて連携して解決する。
  - ・専門職→弁護士、医師、消費生活専門相談員、社会福祉士、看護師、介護福祉士…他
  - ・職能団体→仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会、宮城県介護福祉士会…他
  - ・地域生活支援→まもりーぶ
  - ・成年後見→ばあとなあ、リーガルサポート
  - ・施設サービス苦情→運営適正化委員会
  - ・DV→ハーティ―仙台
  - ・子ども虐待→CAPネット…他

.....

## 市町村及び公的相談機関から「エール」に相談があった場合の対応 専門的機能・知識、解決のためのノウハウを持って

- ① 公的サービスが有効に機能するように助言する。
- ② 公的サービスが有効に機能するように調整する。
- ③ 必要に応じて共に行動する。



私は、障がい児の父親で、高齢者の親と同居しています。高齢者・障がい児者分野は私の専門のひとつです。残念ながら、私達の周囲の高齢者・障がい児者は、必ずしも幸せに暮らした生活を送っているとは限りません。辛い、暗い、重いと感じながら生活している高齢者や障がい児者が幸せに暮らせるように、その家族や職員も元気に過ごせるように「エール」は支援していきます。



弁護士 荒中 健士



●「エール」ダイヤル●

どんなことでも  
もちろん  
無料です  
秘密は  
守ります  
あなたの  
声から  
はじまります

022-722-7225

平日10:00~15:00(土・日・祝祭日は除く)

電話・FAX・Eメール・手紙いずれもOK!

無料

宮城福祉オンブズネット

「エール」

—000 0000—

tel 022-722-7225

fax 022-722-7199

e-メール lastword@alto.ocn.ne.jp

ホームページ http://www7.ocn.ne.jp/~lastword/

私たちは、  
高齢者・障がい児者を  
応援します。



宮城福祉オンブズネット

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「エール」

「あなたの声」から  
はじまります。

勇気をもって、お知らせください。  
プライバシーは守ります。

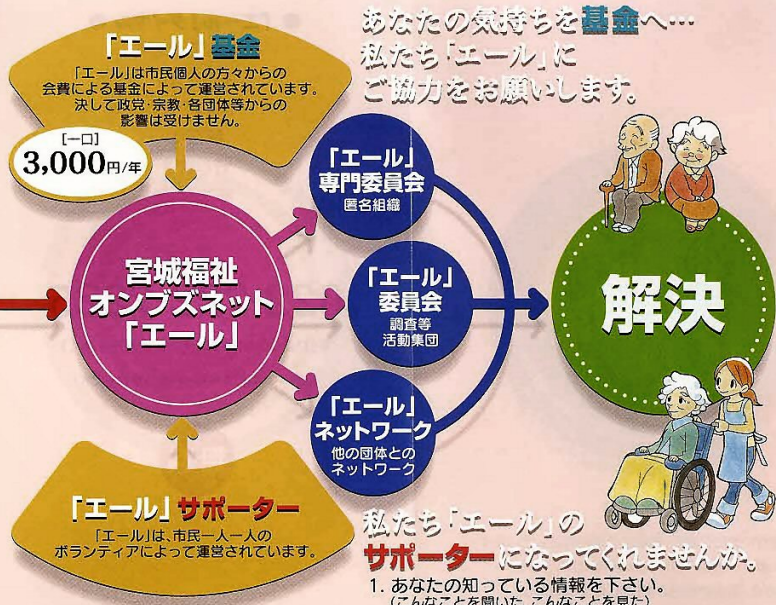
こんなことをされた  
こんなことを見た

- 暴力 殴られた。原因不明の傷がある。
- 虐待 縛られた。言葉の暴力。無視される。
- 性的被害 性的暴行。性的いたずら。
- 金銭トラブル お金を使われた。通帳を見せない。
- プライバシー 監視。情報を漏らされた。手紙を開封された。
- 差別 障がいや理由に侮辱された。不利益を被った。

具体的に私たち「エール」は  
こんなことをしています。

- 福祉サービス論理・ルールを確立・公開します。
- 福祉サービス利用者から苦情の訴えを聞きます。
- 家族・職場からの苦情の訴えを聞きます。
- その苦情の調査をします。
- その苦情の調整・改善をします。
- その苦情を法的措置をもって解決します。

●「エール」ダイヤル●  
022-722-7225



「エール」  
スタート・サポーターの皆さん

浅野 史郎	宮城県知事
大村 成一	東北大学大学院教授(工学研究科)
加藤 哲夫	せんたい・みやぎNPOセンター代表理事・常務理事
小島 妙子	弁護士 小島妙子法律事務所
横原 光裕	音楽家・音楽プロデューサー

鈴木 宏一	弁護士 日本弁護士連合会副会長
関口 怜子	芸術家・ハートandアート空間「BE-1」主宰
田島 良昭	宮城県社会福祉事業団 理事長
丹野 諒二	宮城県社会福祉協議会 会長
藤井 黎	仙台市長
松倉 佳紀	仙台弁護士会 会長
村松 巖	社会福祉法人 なのはな会後援会 会長
安田 廣治	リーガルサポート宮城支部長

(あいうえお順・敬称略)

## 高齢者虐待防止対策機能強化事業（相談機能強化事業）

特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」

宮城県高齢者虐待防止対策機能強化事業（相談機能強化事業）について、宮城福祉オンブズネット「エール」は、次のように協力します。

### 市町村及び公的相談機関から「エール」に相談があった場合の対応

専門的機能・知識、解決のためのノウハウを持って

- ① 公的サービスが有効に機能するように助言します。
- ② 公的サービスが有効に機能するように調整します。
- ③ 必要に応じて共に行動します

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．

「エール」の相談受付対象者は、宮城県内の高齢者・障害者、及びその家族・職員です。

#### 「エール」の問題解決機能

- ① 障害者の権利侵害について、電話で相談を受ける。
- ② 障害者の権利侵害については、面接・調査・介入・法的手段での対応を含めて解決する。
- ③ 権利侵害に至らない苦情・相談については対象外とし、公的相談機関に繋ぐ。

#### 「エール」のオンブズマン機能

- ① 福祉行政機関や公的相談機関が機能しない場合に指摘し、解決の提案をする。
- ② 福祉・介護サービスにおける権利侵害を指摘し、解決の提案をする。

#### 「エール」の権利侵害予防機能

- ① 福祉コンプライアンスルール策定を支援し、権利侵害の予防、早期発見、早期解決及び、良質の福祉サービスを提案する。

#### 「エール」のネットワーク機能

- ① 問題解決のためのネットワークを持ち、事件に応じて連携して解決する。
  - ・ 専門職→弁護士、医師、消費生活専門相談員、社会福祉士、看護師、介護福祉士…他
  - ・ 職能団体→仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会、宮城県介護福祉士会…他
  - ・ 地域生活支援→まもりーぶ、・ 成年後見→ぱあとなあ、リーガルサポート
  - ・ 施設サービス苦情→運営適正化委員会 ・ DV→ハーティール仙台
  - ・ 子ども虐待→CAPネット…他

## 宮城福祉オンブズネット「エール」の行動規範

### キーワード

- ①目的の正当性 ②手段の相当性 ③適正な手続き

宮城福祉オンブズネット「エール」は、高齢者・障がい児者の権利を守るため、以下の行動規範を定めます。

- 1 役割・立場をわきまえて行動します
- 2 正当な目的を持って行動します
- 3 法令を遵守して行動します
- 4 手続きのルールに基づいて行動します
- 5 客観性と判断の根拠を持って行動します
- 6 リスクとその対応策を持って行動します
- 7 自己のモニタリングと評価の仕組みを持って行動します

### その他

#### 1 緊急介入の定義

緊急介入とは、緊急性が非常に高いため、「エール」の行動規範4の手続きを満たさないで介入せざるを得ない場合をいう。

- ① 生命が奪われる恐れがある時
- ② 身体が傷つけられている、もしくは傷つけられる恐れがある時
- ③ 自由が奪われている時、もしくは奪われる恐れがある時
- ④ 名誉・プライバシーが侵害されている、もしくは侵害される恐れがある時
- ⑤ 財産が奪われている時、もしくは奪われる恐れがある時

#### 2 相談者との契約

「エール」は、相談者からの依頼があったことを明らかにした上で行動します。

2004. 10. 24

## 「宮城県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」

### 1 高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は、自分を殴ろうとする人に対抗できるし、殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は、自分の土地、建物、預金等の財産を自分で管理できるし、万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は、自分で出かけたり、考えて判断したりして自分自身を守ることができます。元気な人は、自分の意見を人に伝えたり訴えることができます。また、周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに、元気な人は“当たり前前の生活を当たり前前に送ることができる”ということです。

しかし、歳をたくさん重ねると、どうしても様々な障害を持つことが多くなります。認知症、脳梗塞と後遺症、転倒による骨折と後遺症、持病の悪化、生活不活発病等々です。認知症が原因で考えたり判断することができない、脳梗塞後遺症骨折後遺症のために自由に活動できなかつたり暴力に抵抗できない、人の手を借りないと生活できない、介護が必要になり負い目を感じたりする場合等があります。

高齢者虐待という言い方をしますが“高齢者だから”ということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。

高齢者虐待は様々で複合的です。殴る・蹴る・抓る・閉じ込める等の身体的虐待、暴言・辱め・無視等の心理的虐待、介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れていってくれない等の介護放棄（ネグレクト）、性的辱め・オムツ一つで寝かせられる等の性的虐待、預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分される等の経済的虐待、不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害…等が挙げられます。介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや、同居家族にも複雑な問題を抱えている場合もあり、対応や連携も複雑になり、簡単に解決できるものではありません。

### 2 「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げのきっかけと趣旨

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されると同時に「地域包括支援センター」が全国の市町村に設置されました。高齢者権利擁護・虐待防止の責任を負うのは市町村ですが、直接的な役割を担うのは「地域包括支援センター」です。しかし、地域包括支援センターを設置したからといって、始めから高齢者虐待解決の経験と対応のノウハウを持っているはずがありません。

この状況を踏まえ、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで協議検討の上「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置が進められたものです。

活動趣旨は「高齢者虐待対応及び予防について、法律・福祉の専門性をもって、対応の適正性、介入方法、保護の後の対処法などの相談に応じ、アドバイス、訪問等により、地域包括支援センターが有効に機能できるよう支援する。」としています。

宮城県では、宮城福祉オンブズネット『エール』による権利擁護活動の実績と、活動を

通して培われた法律と福祉・医療の連携ができていたという下地がありました。そのため、宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、全国に先駆けて設立し活動を開始することができました。

### 3 活動内容と利用の仕方

宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています。

#### (1) 支援の内容

- ・ 対応の適正性の確認
- ・ 介入方法のアドバイス
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 同行訪問
- ・ 予防・救済のための活動支援
- ・ 関係機関団体との連携支援
- ・ 地域包括支援センター職員のスキルアップ支援 等

#### (2) 手続き

- ・ アセスメント表に記入し、EメールかFAXで連絡を受ける（緊急時は直接電話）

### 4 高齢者の権利擁護と地域包括支援センターの関わり、地域包括支援センターに期待される役割等

地域包括支援センターは、「地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。」という役割があります。この仕事は社会福祉士が中心となって職員間、専門職種間、地域の関係機関等と連携を取りながら実施することになっています。

特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を具体的で現実的に構築することです。また、権利擁護に関する役割は、成年後見制度の活用、成年後見制度の円滑な利用、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止となっています。

### 5 「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」のPR（問合せ先）

（受付窓口） 担当：及川由佳（社会福祉士）

981-0955 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館 宮城県社会福祉士会内

TEL022-233-0296 FAX022-393-6296 Eメール:mail@macsw.jp

ホームページ <http://www.macsw.jp/>

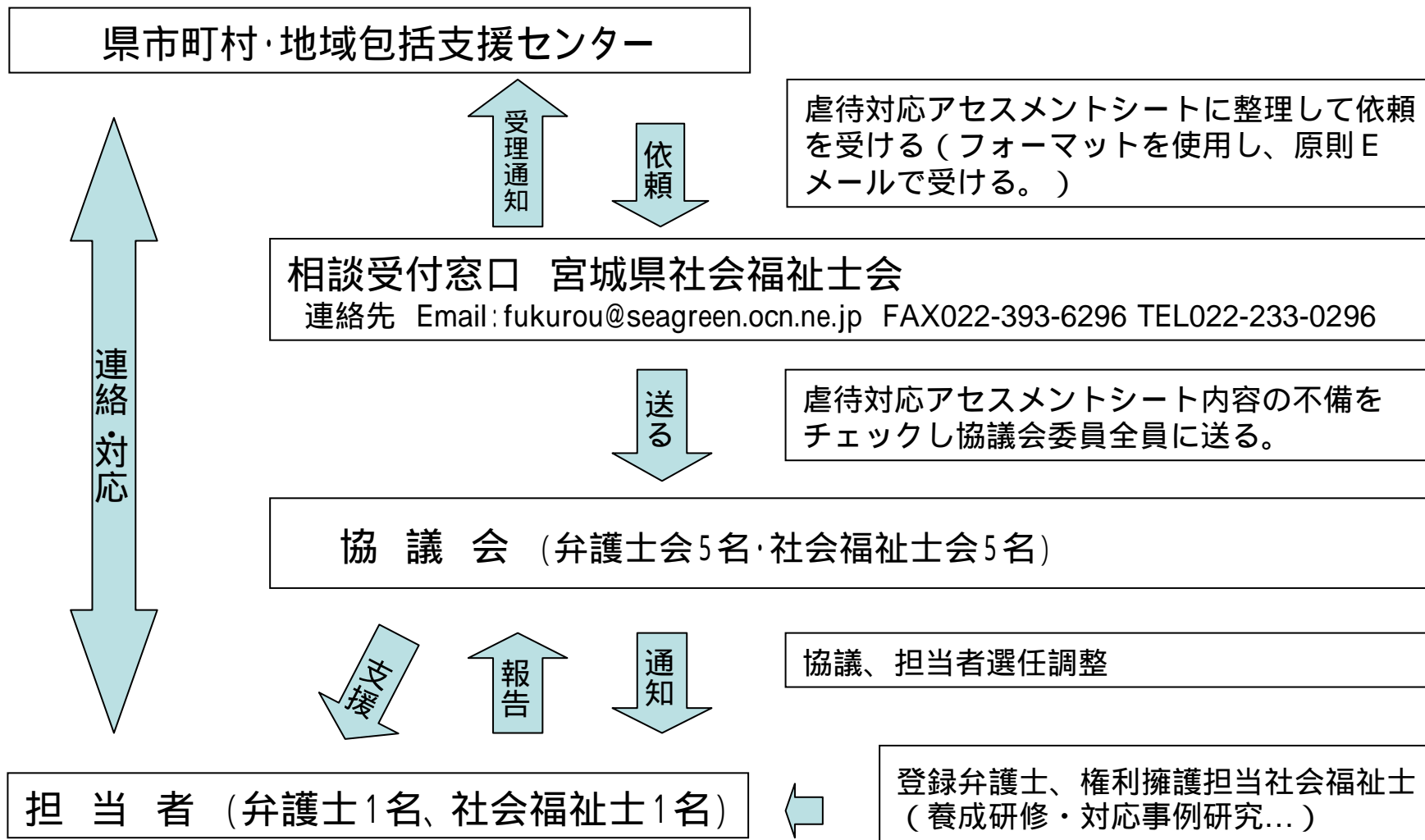
高齢者・障害者虐待対応連絡協議会メンバー表

平成27年4月1日現在

氏名	資格	役職	備考
安住 美貴子	社会福祉士		
荒 中	弁護士		
内田 幸雄	社会福祉士		
宇都 彰浩	弁護士		
及川 由佳	社会福祉士	事務局	
大泉 力也	弁護士		
大嶽 友和	弁護士		
大橋 洋介	弁護士	副会長	
小幡 佳緒里	弁護士		
小野寺 泰佐	社会福祉士		
折腹 実己子	社会福祉士		
工藤 清史	弁護士		
鹿又 喜治	弁護士		
後藤 雄太	弁護士		
小林 紀代	社会福祉士		
小湊 純一	社会福祉士	事務局長	
鈴木 守幸	社会福祉士	会長	
高田 英典	弁護士		
千脇 隆志	社会福祉士		
橋本 治子	弁護士		
西澤 英之	社会福祉士		
松林 昌紀	弁護士		
村田 知彦	弁護士		

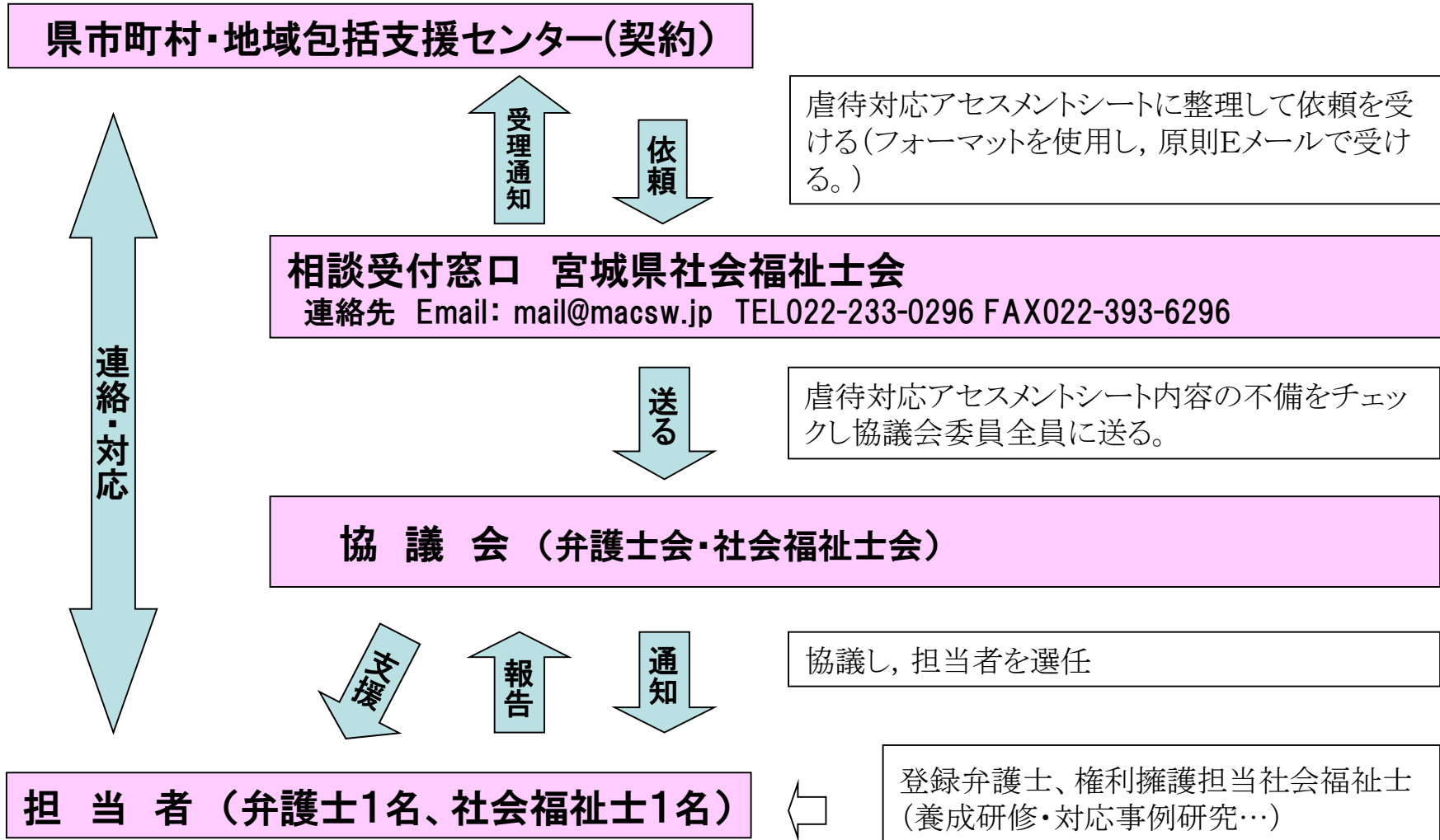
# 高齢者虐待対応連絡協議会

仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会 高齢者虐待対応専門職チーム 対応の流れ

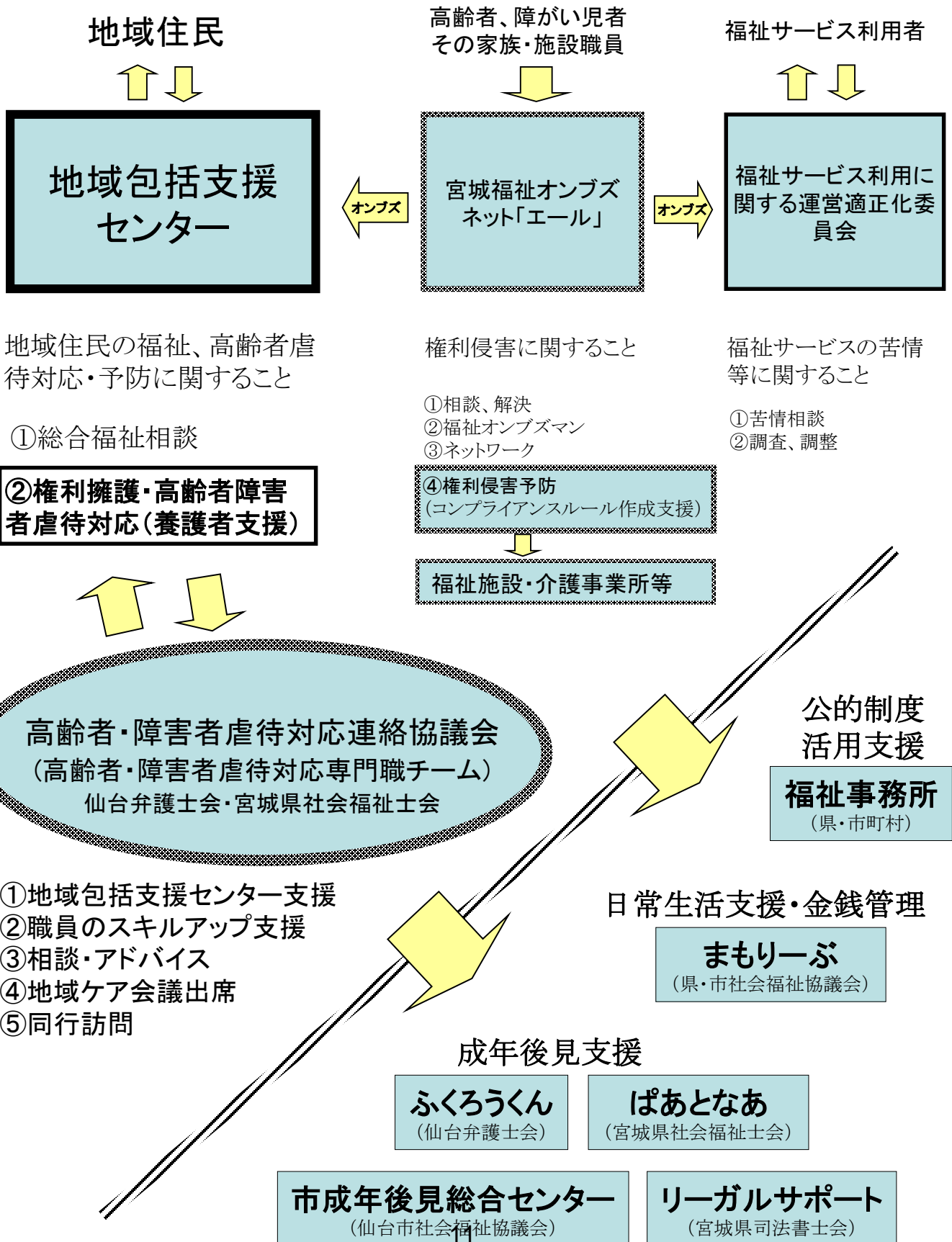


# 高齢者虐待対応連絡協議会

仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会 高齢者虐待対応専門職チーム 対応の流れ



# 地域福祉権利擁護に関する役割の図



## 高齢者・障がい者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成 年 月 日		
被 害 者		歳	男 ・ 女
加 害 者	関係：		
場 所			
虐 待 の 種 類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向			
今後の危険性・緊急性			
対応の方針・目標			
在宅高齢者虐待対応 専門職チームに依頼 したい内容と理由			
担 当 者	所属	職名	氏名
連 絡 先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。(土日祝日を除く)

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX 022-393-6296 (緊急TEL 022-233-0296)

## 高齢者虐待対応アセスメントシート 記入要領

高齢者・障がい者『虐待の防止，養護者に対する支援等に関する法律』を読み，理解した上で整理記入すること。

また，私たちは“被害者の保護と生活支援”を最優先するのが責務です。“正義の味方”になって，加害者を懲らしめることが役割ではありません。

- ① 年月日  
本シートを作成した年月日を書く。
- ② 被害者  
虐待被害者の氏名，年齢，性別を書く。
- ③ 加害者  
虐待の加害者すべての名と関係を書く。
- ④ 場所  
自宅，施設，通所先等，虐待が行われている場所を書く。
- ⑤ 虐待の種類  
該当する虐待の種類すべてに○をつける。
- ⑥ 虐待の具体的状況  
確認した虐待の具体的状況を書くこと。いつからのことか，程度，頻度，本人に与えている状況等を書く。
- ⑦ 虐待の原因  
介護疲れ，相性，障害，無知，恨み等の理由を書く。経済的，消費被害は記載不要。
- ⑧ 本人の意向  
被害者が助けを求めているか，困っているか，悩んでいるか等を書く。認知症等により，意向が確認できなければその状況を書く。
- ⑨ 今後の危険性・緊急性  
予測される危険性，被害拡大の恐れ，緊急性と，その判断した理由を書く。
- ⑩ 対応の方針・目標  
危険性や被害拡大の可能性に対して，どのように解決しようとしているのか，その具体的な対応方法，時期を書く。  
また，介入後に被害者がどうなってほしいのか，目標（期待される効果）を書く。
- ⑪ 在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼する理由  
対応の適正性の確認，介入の方法のアドバイス，保護の後の対処法，会議への出席，同行訪問等，対応チームに依頼したい内容とその理由を書く。
- ⑫ 担当者  
本シートを作成した人の所属，職名，氏名を書く。
- ⑬ 連絡先  
確実に連絡がとれる連絡先を書く。

### 《緊急性の判断》

緊急性があると判断した場合は，直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と高齢者の健康状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外放置，溺れさせる等）
- ④ 確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

# サポネットみやぎ

2015.12.08～

遺産  
相続

借金

福祉の相談を  
弁護士がサポート  
します！

住宅  
ローン

消費者  
トラブル

高齢者・障害者からの相談…  
これは法律問題かなあ～ と思う時  
気軽に弁護士に相談できるよう  
ネットワークを作りました。

財産  
管理

家族  
問題等

高齢者・障害者相談機関の相談支援担当者



地域担当社会福祉士に電話・FAXで相談

(担当者・連絡先→裏面記載)

地域担当社会福祉士と地域担当弁護士が  
共同してサポート

サポート内容：①電話相談 ②事務所への来所相談 ③出張相談  
④ケース会議等への出席 ⑤個別事件の受任等



宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会「サポネットみやぎ」  
会長 大橋洋介（弁護士）

～事務局～

仙台市青葉区三条町10-19 PROP三条館 宮城県社会福祉士会内  
TEL022-233-0296 FAX022-393-6296 Email : mail@macsw.jp

サポネットみやぎ 地域担当者名簿

平成 28 年 7 月 1 日現在

	地 域	職 種	氏 名	勤 務 先	電 話 番 号	備 考
1	青葉区	弁護士	大 嶽 友 和	片平法律事務所	022-223-6657	
			武 田 明 子	鈴木覚法律事務所	022-216-6770	
		社会福祉士	田 中 啓 子	花京院地域包括支援センター	022-716-5390	
			佐々木 晃	障害者支援事業所ほっとすぺーす	022-225-6551	
	宮城野区	弁護士	橋 本 治 子	官澤綜合法律事務所	022-214-2424	
			中 田 孝 司	勅使河原協同法律事務所	022-222-4562	
		社会福祉士	芳 賀 恭 司	鶴ヶ谷地域包括支援センター	022-388-3801	
			八 谷 美 佳	燕沢地域包括支援センター	022-388-3690	
	若林区	弁護士	小 幡 佳緒里	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077	
			金 子 享 平	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077	
		社会福祉士	荒 若 直 子	沖野地域包括支援センター	022-294-0380	
			三 条 千 晶	大和蒲町地域包括支援センター	022-782-8510	
	太白区	弁護士	工 藤 清 史	日下俊一法律事務所	022-216-8495	
			高 橋 芳代子	杉山法律事務所	022-716-9555	
		社会福祉士	市 川 達 也	四郎丸地域包括支援センター	022-242-6351	
			片 寄 篤 志	向日葵ライフサポートセンター	022-741-2880	
	泉 区	弁護士	村 田 知 彦	松坂法律事務所	022-222-8663	
			三 橋 要一郎	弁護士法人 杜協同阿部・佐藤法律事務所	022-262-4265	
社会福祉士		浅 倉 恵 子	向陽台地域包括支援センター	022-343-1512		
		太 田 勇 樹	なのはなサポートセンター	022-378-3630		
2 (白石市,角田市,蔵王町,七ヶ宿町,大河原町,村田町,柴田町,川崎町,丸森町)	弁護士	篠 塚 功 照	内田・篠塚法律事務所	022-215-0571		
		新 妻 範 之	弁護士法人リーガルプロフェッション	022-216-2260		
	社会福祉士	菊 池 智 美	大河原町地域包括支援センター	0224-51-3480		
		田 村 久 子	七ヶ宿町地域包括支援センター	0224-37-2331		
3 (名取市,岩沼市,亶理町,山元町)	弁護士	大 泉 力 也	大泉法律事務所	022-797-3622		
		薄 井 淳	弁護士法人希望	022-266-8243		
	社会福祉士	條 泰 彦	亶理町地域包括支援センター	0223-34-1331		
		小 菅 瑠 美	岩沼市南東北地域包括支援センター	0223-23-7543		
4 (塩釜市,多賀城市,松島町,七ヶ浜町,利府町)	弁護士	宇 都 彰 浩	宇都法律事務所	022-397-7960		
		笠 原 太 良	渡邊大司・佐々木洋一共同法律事務所	022-266-1231		
	社会福祉士	伊 藤 信 子	塩竈市西部地区地域包括支援センター	022-367-0414		
		加 藤 由紀子	七ヶ浜町地域包括支援センター	022-357-7447		
5 (大和町,大郷町,富谷町,大衡村)	弁護士	後 藤 雄 大	小野法律事務所	022-225-1211		
		佐々木 悠 輔	ひまわり法律事務所	022-222-3663		
	社会福祉士	佐 々 利 春	富谷町社会福祉協議会	022-358-3981		
		選定中				
6 (大崎市,加美町,色麻町,涌谷町,美里町)	弁護士	大 橋 洋 介	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077		
		佐々木 康 晴	弁護士法人 菅原・佐々木法律事務所	0229-25-6110		
	社会福祉士	工 藤 尚 美	涌谷町地域包括支援センター	0229-43-5111		
		桑 折 由理子	大崎市社会福祉協議会	0229-23-4857		
7 栗 原	弁護士	松 林 昌 紀	千代法律事務所	022-398-9646		
		庄 司 智 弥	築館法律事務所	0228-25-4252		
	社会福祉士	中 嶋 章 浩	栗原市若柳・金成地域包括支援センター	0228-42-3233		
		菅 原 隆 文	法蔵寺	080-1835-4290		
8 登 米	弁護士	開 発 健 次	開発法律事務所	0220-23-2660		
		及 川 毅	弁護士法人 及川毅法律事務所	0220-44-4220		
	社会福祉士	石 井 知香子	登米市中田・石越地域包括支援センター	0220-34-7611		
		日 野 博 子	登米市米山・南方地域包括支援センター	0220-29-5821		
9 (石巻市,東松島市,女川町)	弁護士	前 田 拓 馬	いしのまき法律事務所	0225-92-1620		
		齋 藤 智	齋藤智法律事務所	0225-25-6045		
	社会福祉士	加 来 尊 子	東松島市地域包括支援センター	0225-83-1966		
		戸 田 かおり	石巻市山下地域包括支援センター	0225-96-2010		
10 気仙沼 (気仙沼市,南三陸町)	弁護士	東 忠 宏	弁護士法人 東法律事務所	0226-25-7234		
		島 山 喜 敬	島山法律事務所	0226-22-5523		
	社会福祉士	竹 内 裕 一	南三陸町地域包括支援センター	0226-46-5588		
		阿 部 章 子	気仙沼市地域包括支援センター	0226-22-6600	内線 418・419	

サポネットみやぎ 権利擁護担当者名簿

	担 当	職 種	氏 名	勤 務 先	電 話 番 号	備 考	
1	権利擁護	弁護士	大 橋 洋 介	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077		
2			大 嶽 友 和	片平法律事務所	022-223-6657		
3			橋 本 治 子	官澤綜合法律事務所	022-214-2424		
4			金 子 享 平	荒・大橋・小幡法律事務所	022-265-5077		
5			工 藤 清 史	日下俊一法律事務所	022-216-8495		
6			三 橋 要一郎	弁護士法人 杜協同阿部・佐藤法律事務所	022-262-4265		
7			篠 塚 功 照	内田・篠塚法律事務所	022-215-0571		
8			薄 井 淳	弁護士法人希望	022-266-8243		
9			笠 原 太 良	渡邊大司・佐々木洋一共同法律事務所	022-266-1231		
10			佐々木 悠 輔	ひまわり法律事務所	022-222-3663		
11			松 林 昌 紀	千代法律事務所	022-398-9646		
1			社会福祉士	鈴 木 守 幸	宮城県サポートセンター支援事務所	022-217-1617	
2				小 湊 純 一	ふくし@JMI	090-2276-2128	
3				千 脇 隆 志	せんだんの里	090-3388-7504	
4		折 腹 実己子		パルシア	022-253-3301		
5		西 澤 英 之		泉中央居宅介護支援事業所	090-9520-9781		
6		安 住 美貴子		泉中央地域包括支援センター	022-372-8079		

1	事務局	社会福祉士	及 川 由 佳	宮城県社会福祉士会	022-233-0296	
2			小 澤 好 子			

## チーム事例

## 高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成年月日		
被 害 者	K・A	72 歳	男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
加 害 者	H・A	関係：息子	
場 所	自宅		
虐 待 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 身体的 ・ 放棄 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 心理的 ・ 性的 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 ・ 消費		
虐 待 の 具 体 的 状 況	本人は自立、町内の旅館で働いており、車の運転も可能。 息子夫婦、孫9人と同居で12人家族。息子夫婦は定職についていない。息子が本人に殴る・蹴る等の暴力を奮う。本人はケガもしている。息子は、本人の服や布団等を庭で燃やしたり、「出ていけ」「お金を借りてこい」等と暴言を吐く。		
虐 待 の 原 因	息子夫婦はギャンブルをし、経済的に自立していない。近所に住む親戚は、『本人は息子にお金を与え続けており、息子が結婚した後も仕送りをし続けていた。平成21年春に本人の夫が亡くなったことをきっかけに、息子に与えるお金がなくなり、今度は近くの親戚達からお金を借りて息子に渡していた。借金は返せるはずもなく、最近になって親戚もお金を貸さなくなったので、本人は息子へ渡せるお金がなくなり、本人が息子に「働きなさい」と言うようになったことをきっかけに、暴力が始まったと思う』、と話している。		
本 人 の 意 向	離れて暮したい。親戚宅には泊めてもらえない。仕事を続けながら、町内のケアハウスに住みたい（現在満床）アパートに住む気はない。		
今 後 の 危 険 性 ・ 緊 急 性	現在は、本人は日中は親戚宅で過ごした後に仕事に行き、夜は息子達とは別の作業小屋で寝ているようにしており、息子と顔を合わせなければ、危険性はないと考えられる。		
対 応 の 方 針 ・ 目 標	本人に対し、命の危険を考え、別に住むように助言している。警察も本人や別居の息子から相談を受け、本人宅を巡回している。子どもの養育についても、担当者がかかわっている。県内に住む本人の長男（同居の息子は三男。父違いの子どもが男2人・女1人いる）にも事情を伝えて協力を仰いでいるが、「事情がある、親戚が全員顔を揃える機会がある4月まで待つ欲しい」と言われている。		
在 宅 高 齢 者 虐 待 対 応 専 門 職 チーム に 依 頼 し た い 内 容 と 理 由	本人への助言や、家族へ協力を仰ぐ際のかかわり方、関係者の見守り方等について、アドバイスをお願いします。		
担 当 者	所属 地域包括支援センター 職名		
連 絡 先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。（土日祝日を除く）

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX 022-393-6296（緊急TEL 022-233-0296）

## 高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成年月日		
被 害 者	OP	77歳	男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
加 害 者	OQ	関係：長男	
場 所	自宅（現在は、被害者が入院中）		
虐 待 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 身体的 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 放棄 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 心理的 ・ 性的 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況	<p>加害者は、長年同居家族へ暴力を振るってきたが、平成 20 年に実父が他界してから、実母へ日常的に心理的虐待・身体的虐待を繰り返していた。</p> <p>平成 25 年 8 月加害者の元妻が虐待に耐えかねた被害者から相談を受け心配で警察に相談へ行った。同年 10 月 28 日加害者から町に母親が寝たきりになっていると相談があり、町の保健師が自宅に確認へ行き救急搬送となる。検査し慢性硬膜下血腫と診断され、手術を受けた。現在は、リハビリ転院し療養型病床に入院中。</p>		
虐待の原因	加害者の人格的、精神的な問題に加え、被害者に認知症があることが原因と考えられる。		
本人の意向	大丈夫であるから、自宅へ帰りたい。今回のことで、息子は懲りたと思う。と繰り返し言うが、息子から暴力を振るわれていた。心配だとも言っている。		
今後の危険性・緊急性	加害者の元妻が 9 月自宅へ訪問時に左眼瞼が紫色に腫れ上がり、被害者が加害者に顔や頭を殴られたと頭痛を訴えていたこと。加害者から動けないようにしてやると言われ、手や足を殴られて手足にも痣が出来ていたこと。被害者もこのままでは危ないと町内に避難用のアパートを借りていたことなどから、慢性硬膜下血腫も長男からの暴力が原因である可能性が高いと考えられ、緊急性が高いと町で判断した。今後、自宅へ帰ることで虐待の再発の危険がある。		
対応の方針・目標	コアメンバー会議において緊急対応による分離・保護が必要であると判断し、被害者の身体状況などから養護老人ホームへ措置するのが適切であると方針を立てた。現在、被害者は入院治療やリハビリがこれ以上必要ないぐらいに回復しているため、早急に措置する必要があると考えられる。		
在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼したい内容と理由	町で行う措置対応の適正性の確認。加害者への対応方法のアドバイス。面会制限の考え方。成年後見制度の利用についてなどを早急に相談したい。		
担 当 者	所属 地域包括支援センター 職名		
連 絡 先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。（土日祝日を除く）

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX 022-393-6296（緊急TEL 022-233-0296）

### 高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成年月日		
被 害 者	AK	32 歳	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女
加 害 者	AB	関係：親子	
場 所			
虐 待 の 種 類	身体的 ・ 放棄 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 心理的 ・ 性的 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況	<p>被害者：身体障害者手帳（疾病による免疫機能障害、1種2級）所持 2/24 夜、父親へちよっとずつ貸していたお金が返されず（合計7～8万）、借りた金は一括で払う、2度と帰ってくるな！と父親から暴言をはかれた。父が母に暴力をふるい、110番通報し警察が来たが、父親が寝た後であり、市役所に相談するよう言われ、電話相談が2/25夕方市役所にあり。2/25になって父母から「お金を一括で返すとは言っていない」と言われる始末。2/25被害者は（母方の）祖母と一緒に米山町の親戚(母方伯父)宅に避難している。</p> <p>父親には嫌なこと（電気代、ガス代がかかる等）を以前から言われ、母親に被害者からお金を借りるように指図し、借りた金は父母でパチンコに使っていた。</p> <p>祖母の話からも、2/24の父親の言動が怖くて、外に出た。父は運転手で毎日帰ってきて飲酒しているが、2/24は特別に怖かったとの祖母の話。</p> <p>被害者がインターネットで調べて、障害者虐待にあてはまると思うので、法的な対応を望みたいと。</p>		
虐待の原因	貸したお金の返済を要求したことへの父からの暴言等		
本人の意向	お金を返してもらいたい。家から出て一人暮らしをしたい。		
今後の危険性・緊急性	<p>現在、親戚宅にいたので、当面、身の安全は確保されている為、緊急対応の必要性は低い。</p> <p>祖母のみ、親戚宅に行っていることにし、被害者は友人宅に居ることになっている。両親が無理に引き戻しに来るのでないかと被害者は不安を抱いている。</p>		
対応の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者に事実確認の調査を行い、詳しい情報を収集する。</li> <li>被害者が両親と別居することで、親との金銭的トラブルが起きないようにする。</li> </ul>		
在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼したい内容と理由	親に貸したお金を取り戻すために、どのような方法があるか。被害者と祖母からの証言のみの対応でよいか。両親からの証言が必要か等対応方法のアドバイスを得たい。		
担当者	所属 社会福祉課 職名		
連絡先	電話	FAX (	

## 高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成年月日		
被 害 者	Y. O	93 歳	男 ・ 女
加 害 者	S. O	関係：長男	
場 所	自宅		
虐 待 の 種 類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況	<p>母子2人暮らし。近隣住民から虐待通報あり。ケアマネジャーが本人身体に紫痕や打撲痕のようなものを発見。介護負担の軽減の面から、長男に施設入所を勧めるも「自宅で最期まで看取りたい」と強く希望。たびたび、内出血や外傷があり、息子の話では「本人が転倒した」と話す。徐々に外傷の数が増え、緊急分離が必要と判断し、特別養護老人ホームへ措置入所となった。</p>		
虐待の原因	生活保護を受けているが、借金があり、食事にも困るような状況が続き、経済的虐待から身体的虐待へ至った。		
本人の意向	要介護5で意思疎通困難 本人の意向は確認できない		
今後の危険性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年8月末～分離しており身体的虐待は防いでいる。 (長男には措置場所を明かしていない)</li> <li>経済的虐待については、本人の年金が手元に入るよう成年後見人をつけた。</li> </ul>		
対応の方針・目標	<p>本人は施設で安定した生活を送られているが、措置した日から息子が何度も「母を返せ」と言ってきており、息子は「拉致された」という捉え方をしている。息子が母を返せという度に職員と面接しているが、説明に応じない。 (息子はポスティングの仕事を始めたり生活改善は見られるものの未だ数人の知人に借金が残っている状況である)</p> <p>今後、息子の生活改善の様子によっては、本人と面会させるところから始め、面会制限解除、措置解除に至り、契約による入所に移行していきたい。</p>		
在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼したい内容と理由	<p>職員のことを敵だと思っており、市の説明に応じない息子に対し、どう接していけばよいか、どのように関わっていけばよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「母を返せ」という息子に対し、どのように話をすればよいか</li> <li>年齢が93歳と高齢なので緊急の場合も考えられる。万が一、亡くなった場合、「施設に入ったせいだ」「市のせいだ」と言われたら、どう説明すればよいか</li> </ul>		
担 当 者	所属 介護福祉係		
連 絡 先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。(土日祝日を除く)

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX 022-393-6296 (緊急TEL 022-233-0296)

## 高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成年月日		
被 害 者	T	86 歳	⊙ ・ 女
加 害 者	A	関係： 三女	
場 所			
虐 待 の 種 類	身体的 ・ <u>放棄</u> ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況	<p>平成 25 年夏に多発性脳梗塞を発症したが、父が入院治療を拒んで帰宅。状況を心配した病院からの依頼で介入開始。10 月に別居次女の協力を得て訪問・状態悪化で救急搬送。この 2 カ月間に 6 回訪問(玄関先で三女と話せるだけで T 氏には会えず)</p> <p>救急搬送後、失語症が判明。約 1 カ月の入院で自主退院、自宅に自力帰宅。その後は、治療させず(父の意思?)、訪問にも親子共に応じてもらえず。</p> <p>12 月に文書での呼びかけ後、警察官立会いの下で立ち入り調査を試みるも、自宅内に入ることが困難で、すりガラス窓に映る父を確認できたが本人も拒否的なしぐさがあったことから立ち入り調査を断念。(立ち入り調査前に夜間、職員が自宅内に訪問、親子の状況確認と会話できた～親子共に受診を拒否。)(12 月中旬から 4 月まで 2・3 週間ごとの訪問で窓越しの安否確認と、2 月上旬父の義妹の訪問・父への受診勧奨等を行い、見守りを行っていた。)</p> <p>平成 26 年 4 月 8 日、開いていた窓から声掛けし、親子の安否確認。三女がこれまでより痩せており心配だったが、「困ることない。来ないで。」と。</p> <p>その後も約 2 週間毎に訪問し声掛けするも反応なし。(中に人の動きはある)(5 月 26 日保健福祉事務所に相談、虐待対応専門職チームに相談との助言)</p> <p>5 月 28 日訪問。開いている窓から三女のみ確認し話しかけるも、父の姿は見せてもらえず。三女が 4 月と比し著しく痩せていた。訪問状況より、市内部で検討し、立ち入り調査を再度行うこととする。</p> <p>5 月 29 日訪問(立ち入り調査目的に)、三女 of 精神症状(下記欄に記載)への対応も視野に入れ、警察・保健所・保健センター同席の下に立ち入り調査。父の保護・適切な受診支援目的に、親子共に受診拒否はあったが自宅内に入る。三女の抵抗は見られなかったが、父の抵抗あり(担当職員への殴る・蹴る行動あり…職員の回避行動で事故に至らず)。</p> <p>訪問時の状況より、家の中は大まかにはきれいに保たれていたが、調理等が行われている様子がうかがえず、食料も不足している様子。</p>		
虐待の原因	三女の精神症状(約 10 年前に海外で精神疾患を患い入院治療歴があるとの情報あり)による妄想?(手持ち金不足等に対し、「困っていない。助けてくれる人がいるが、市などが介入するために来られないでいる。」等の訴えあり。		
本人の意向	訪問介入や受診を拒んでいる(5 月 29 日の立ち入り調査時も担当職員に対し“拒否”を行動で示している)。～その背景が、認知症や脳梗塞後遺症による判断能力の低下によるものなのかは判断できずにいる。		
今後の危険性・緊急性	手持ち金不足と在庫食料の底つきが予想されることから、今後の栄養状態の悪化が懸念される。		

対応の方針・目標	<p>父本人が受診を拒否している現在の状況より、「高齢者虐待」ケースとしての支援が必要なケースなのだろうか。</p> <p>「高齢者虐待」ケースとしての支援が必要であるとしたら、見守り方等の対応方針がたてられない(介入方法がわからない)。</p>	
在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼したい内容と理由	「対応の方針・目標」と同じ	
担当者	所属 地域包括支援センター 職名	
連絡先	電話	FAX
	Eメール	

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。(土日祝日を除く)

2007. 11. 20.